

熊本県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき令和2年3月6日に提出された住民監査請求について、審査の結果を公表する。

令和2年3月31日

熊本県監査委員	濱田	義之
同	竹中	潮
同	岩下	栄一
同	山口	裕

## 令和2年3月6日付け住民監査請求に係る審査結果について

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

令和2年3月6日

### 3 請求の内容

#### (1) 請求書の要旨

##### ① 不当とする行為

観光物産課が、平成30年11月22日に行った熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の交付確定は、給水管バルブ補修工事及び給湯管バルブ補修工事の内容において、新設であるにもかかわらず、復旧のための補修として工事費用を算出したものが含まれている。

##### ② 県の損害

補助対象外工事に補助金の支出決定をしている。

##### ③ 措置請求事項

補助金の交付を受けた事業者に対し、補助対象外工事に係る工事費用に相当する補助金額の返還請求をすることを求める。

#### (2) 請求書添付書類

事実証明書①補助金の交付決定・確定、その経緯（省略）

事実証明書②給水管埋設配管補修工事（給水バルブ位置）（省略）

事実証明書③給湯（温泉）施設復旧工事（温泉バルブ位置）（省略）

事実証明書④グループ補助金に係る現地確認報告書（省略）

事実証明書⑤グループ補助金補助工事等竣工確認（調書）復命書（省略）

事実証明書⑥行政文書部分開示決定通知書（省略）

### 4 審査の結果

本件請求を却下する。

### 5 理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の職員等について、公金の支出、財産の取得・管理・処分等財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、住民が監査を求め、損害の補填措置を請求できる制度である。また、請求期間について、地方自治法第242条第2項は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとして規定している。

本件請求において、請求書及び事実証明書から、職員が補助金の交付確定を行ったのは平成30年11月22日（以下「当該行為の日」という。）であったことが確認でき、当該行為の日が地方自治法で規定する財務会計上の行為があった日となるが、本件請求はそれから1年を経過している。

請求人は、当該行為の日から1年を経過している理由として、補助金交付確定に係る行政文書開示決定書の交付を受けて、当該行為を知り得たのが平成31年3月14日であるから、それから1年を経過していない本件請求は適法であると主張している。

しかしながら、地方自治法第242条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」と規定しており、期間制限の起算点はあくまでも違法又は不当な財務会計行為の日又はその終わった日であって、行政文書開示決定日でないことは明らかである。

また、判例によれば、「正当な理由」の有無は、住民が客観的にみて当該行為を知ることができた時から「相当な期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断されるべきところ、その期間が4か月余を経過した請求については「正当な理由」がないとされている（昭和63年4月22日最高裁判決）。

そうすると、本件において、請求人は平成31年3月14日に当該行為を知り得たと主張しているが、その後11か月余を経過した令和2年3月6日になってはじめて本件請求をしたのであるから、本件請求が当該行為のあった日から1年を経過した後にされたことについて、同項ただし書にいう「正当な理由」があるということとはできない。

以上により、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を具備しない不適法なものと判断される。